

覚書

■■■■■（以下「甲」という。）と、■■■■■（以下「乙」という。）とは、甲の所有する下記土地（以下「甲土地」という。）と乙の所有する下記土地（以下「乙土地」という。）との境界線上に存する構造物に関して、以下のとおり確認したので本覚書を締結する。

1. 甲・乙は、甲所有の電線の一部が乙土地内に一部越境する状態で設置されていることを確認した。
2. 甲は、将来、本覚書1項の越境物を新設する際、もしくは甲土地上建物を建替える際には、本覚書1項の越境物を甲の責任と負担において撤去・是正するものとする。
3. 甲は、本覚書1項の越境物を撤去・是正するまでの間、甲の責任と負担においてこれを維持・管理することとする。
4. 甲・乙は、甲土地及び甲土地上建物または乙土地及び乙土地上建物を第三者に譲渡する場合には、甲・乙各々の責任において甲・乙から譲渡を受ける第三者に本覚書記載の事項を承継するものとする。

以上、合意の証として、本覚書を2通作成し、甲・乙各1通を保有する。

記

土地所在地番

（甲土地） ■■所在／新座市栗原一丁目 ■■地番／1068番16

（乙土地） ■■所在／新座市栗原一丁目 ■■地番／1068番15

令和7年 6 月 4 日

甲

住 所

氏 名

乙

住 所

氏 名